

(議) 第 8 号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

平成24年11月30日

提出者

秋田市議会議員 赤 坂 光 一
外37名

秋田市議会議長 小木田 喜美雄 様

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を削り、同条第2項中「次表の」を「次の表に掲げる」に、「より」を「応じ、」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「議会等又は」を削り、「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

市議会議員が議会等に参会したときの費用弁償の支給を廃止するとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。